

○医薬品の販売または授与の業務を行う体制の概要(その2)

○販売する医薬品の区分を記載した書類

許可番号	1234567			店舗名称	県庁薬局				週当たり開店時間	50:00	時間	⑤													
情報提供場所の総和	2	箇所	①	営業時間 (月～金) 8:00 ~ 24:00 () : ~ : () : ~ : () : ~ :	週当たり営業時間 112:00				要指導または一般医薬品販売	50:00	時間	⑥													
要指導医薬品又は第一類医薬品情報提供場所	1	箇所	②						要指導又は第一類医薬品販売	35:00	時間	⑦													
一般用医薬品情報提供場所	1	箇所	③						要指導医薬品販売	35:00	時間	⑧													
									第一類医薬品販売	35:00	時間	⑨													
販売する医薬品の区分	薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く)、薬局製造販売医薬品 要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品																								
時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
月	開店時間																								10:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								6:00
	時 要指導医薬品																								7:00
	間 一般用医薬品																								10:00
	品 第一類・薬局製剤																								7:00
	調剤従事薬剤師																								10:00
火	開店時間																								10:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								6:00
	時 要指導医薬品																								7:00
	間 一般用医薬品																								10:00
	品 第一類・薬局製剤																								7:00
	調剤従事薬剤師																								10:00
水	開店時間																								10:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								6:00
	時 要指導医薬品																								7:00
	間 一般用医薬品																								10:00
	品 第一類・薬局製剤																								7:00
	調剤従事薬剤師																								10:00
木	開店時間																								10:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								6:00
	時 要指導医薬品																								7:00
	間 一般用医薬品																								10:00
	品 第一類・薬局製剤																								7:00
	調剤従事薬剤師																								10:00
金	開店時間																								10:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								6:00
	時 要指導医薬品																								7:00
	間 一般用医薬品																								10:00
	品 第一類・薬局製剤																								7:00
	調剤従事薬剤師																								10:00
土	開店時間																								0:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								0:00
	時 要指導医薬品																								0:00
	間 一般用医薬品																								0:00
	品 第一類・薬局製剤																								0:00
	調剤従事薬剤師																								16:00
日	開店時間																								0:00
	販 医 特定販売時間																								16:00
	売 業 特定販売のみの時間																								16:00
	時 要指導医薬品																								0:00
	間 一般用医薬品																								0:00
	品 第一類・薬局製剤																								0:00
	調剤従事薬剤師																								0:00

医薬品の販売又は授与を行う体制の概要(その1)の集計				一日平均取扱処方箋枚数				45 枚
1週間の調剤従事薬剤師勤務時間	総計	⑩	98:00	時間	実店舗の開店時間(30時間以上)	適	深夜以外の開店時間(15時間以上)	適
1週間の販売従事薬剤師勤務時間	総計	⑪	49:00	時間	(10) ≥ (5)	適	(1) ≥ (7)	適
1週間の登録販売者勤務時間	総計	⑫	140:00	時間	(13) ÷ (1)	≥	(6)	適
(11) + (12) 合計	総計	⑬	189:00	時間	(11) ÷ (2)	≥	(7)	適

以下、1日あたりの受取処方箋枚数40枚以上の薬局において記載すること

受取処方箋枚数(A)	10000	枚	(眼科・耳鼻科・歯科) × 2/3 + その他の診療科	前年において業務を行った 期間及び日数(B)	1月1日～12月31日 (日数) 220日
1日あたりの受取処方箋枚数(A/B)	45		枚	就業時間 (就業規則で定める時間とし、特に定めがなければ32時間)	49 時間/週
	必要薬剤師数 40枚毎1名	1	2	名	現在の勤務体制による算出薬剤師数(調剤従事薬剤師の延べ勤務時間数を就業時間で除した値となります。)

営業時間外で相談を受ける時間

月～金 0:00～1:00

店舗外で相談を受け付ける時間があれば記入してください。(おそらく特定販売を行わない店舗が対

営業時間外で相談を受ける時間における情報の提供または指導を行うための体制

相談時および緊急時の連絡先(090-1234-5678)において、薬剤師が対応します。

店舗外で相談を受ける場

○他の業務を併せて行う場合は業務を記載した書類